

市民と地域の力を活かしたまちづくりの指針 「地域社会活動推進条例」が 施行されました

わたしたちの住む豊明市のまちづくりでは、これまで、隣組や区、町内会に受け継がれた組織的な助けあいの精神や地域のあたたかい絆が、地域住民の暮らしや福祉の向上に大きな役割を果たしてきました。さらに近年、防犯、福祉、環境などさまざまな分野において、こころざしを持った市民の取り組みが、いっそう活発になってきました。

こうしたことから、町内会活動、市民活動及びボランティア活動を含む幅広い地域社会活動を応援することにより、地域の力を活かした協働のまちづくりをより一層すすめていくことを目指し、平成22年3月、「協働のまちづくりをすすめる地域社会活動推進条例」が制定されました。

なぜ「地域社会活動」が必要なの？

わたしたちを取り巻く社会環境は、少子高齢化の進展や、経済環境の悪化や、ライフスタイルの多様化、個人の価値観の変化などさまざまな面で変化し続けています。そうした中で、子育て、介護、防災、防犯、環境など、市民生活で抱える課題は多様化しています。しかし、これまでのような行政による公平、画一的な公共サービスだけでは、そうした課題に十分に対応していくことが難しくなっています。

こうしたことから、地域で補いあい、支えあう「地域社会活動」を活発にし、「自助、共助、公助」の考え方に基づく「協働のまちづくり」が必要となってきたのです。



なぜ条例が必要なの？

区、町内会に対する市民のみなさんの理解を得るため

条例で定めることにより、これからのまちづくりにおける区、町内会の重要性や地域社会活動に対する理解を深めていただき、より多くの市民のみなさんの参加と協力を得ることにつながります。

協力して住みよいまちを創ることを相互に理解するため

市民、区、町内会、市民活動団体、事業者、議会及び市が相互理解のもと、お互いが持っている人材、モノ、情報などの資源を提供し合い、協働でよりよいまちづくりを進めていくことを条例で定めることにより、市民全体の共通の認識にすることができます。

市が地域社会活動を支援することを約束するため

地域社会活動を一層促進していくためには、活動を支援するための基本的なルールや仕組みを、条例という形で、しっかりと法的に位置づけることにより、将来に向けて、市民の皆さんに約束していくこととなります。